

利 用 者 の た め に

1 調査の目的

集落営農実態調査（以下「本調査」という。）は、「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月31日閣議決定）において、力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手として位置付けられた集落営農組織の育成・確保等に係る施策の企画・立案、推進等に必要な資料の整備を行うことを目的として実施した。

2 調査の根拠

本調査は、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項に基づく総務大臣の承認を受けて実施した一般統計調査である。

3 調査機構

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて実施した。

4 調査の対象

全国の市区町村（調査実施時点における最新の農林業センサスにおいて、耕地の存在が認められなかった市区町村を除く。）を対象とした（調査対象者：1,737、回収率：100.0%）。

5 調査期日

平成31年2月1日現在

6 調査事項

- (1) 集落営農の組織形態
- (2) 法人化計画
- (3) 構成員数
- (4) 経営規模・農地利用の現状
- (5) 集落営農の活動内容
- (6) 収支の共同経理の状況
- (7) その他集落営農の実態を把握するために必要な事項

7 調査方法

地方組織から調査対象に対して調査資材を郵送により配布し、政府統計共同利用システムのオンライン調査システム、電子メール、郵送又はファクシミリにより回収する自計調査の方法により行った。

8 集計方法

本調査の集計は、農林水産省統計部及び地方組織において行った。各市区町村の調査結果を単純積み上げとした。

9 目標精度

本調査は全数調査のため、目標精度は設定していない。

10 用語の解説

集落営農

ア 「集落」を単位として^{注1)} 農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意^{注2)} の下に実施される営農（農業用機械の所有のみを共同で行う取組^{注3)} 及び栽培協定または用排水の管理の合意のみの取組^{注4)} を除く。）をいう。

注1) 「「集落」を単位として」とは

集落営農を構成する農家の範囲が、ひとつの農業集落を基本的な単位としていること。例外として、他集落に属する少数の農家が構成農家として参加している場合や、複数の集落をひとつの単位として構成する場合を含む。

なお、集落を構成する全ての農家が何らかの形で集落営農に参加していることが原則であるが、集落内のおおむね過半の農家に参加している場合はこれを含む。

また、大規模な集落の場合で、集落内に「組（くみ）」等、実質的に集落としての機能を持った、より小さな単位がある場合は、これを単位とする。

注2) 「農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意」とは

集落営農に参加する農家が、集落営農の組織形態、農地の利用計画、農業用機械の利用計画、役員、オペレーター等の選定、栽培方法等、集落としてまとまりを持った営農に関するいずれかの事項について行う合意をいう。

注3) 「農業用機械の所有のみを共同で行う取組」とは

農業用機械を集落で共同利用するが、その利用については、各農家が自作地の耕作等のために個人ごとに借りて行うものをいう。

注4) 「栽培協定及び用排水の管理の合意のみの取組」とは

集落内の品種の統一等の栽培協定及び集落としての用排水の合理的な利用のための管理のみを行うものをいう。

イ 具体的には、次のいずれかに該当する取組を行っているものとする。

- (ア) 集落で農業用機械を共同所有し、集落ぐるみのまとまった営農計画等に基づいて、集落営農に参加する農家が共同で利用している。
- (イ) 集落で農業用機械を共同所有し、集落営農に参加する農家から基幹作業の委託を受けたオペレーター組織等が利用している。
- (ウ) 集落の農地全体をひとつの農場と見なし、集落内の営農を一括して管理・運営を行っている。
- (エ) 認定農業者、農地所有適格法人等、地域の意欲ある担い手に農地の集積、農作業の委託等を進めながら、集落ぐるみでのまとまった営農計画等により集落単位での土地利用及び営農を行っている。
- (オ) 集落営農に参加する各農家の出役により、共同で（農業用機械を利用した農作業以外の）農作業を行っている。

	(カ) 作付地の団地化など、集落内の土地利用調整を行っている。
継続等区分	本年の調査で把握した集落営農について前年調査との関係を整理した区分をいう。組織として継続している場合（名称変更及び法人化した組織を含む。）は「継続」、過去1年間に新たに設立された集落営農は「新規」、前年調査で把握された複数の集落営農が一つの組織となったものは「統合」、前年調査で把握された集落営農が複数の組織に分かれたものは「分割」とした。 また、他の組織との統合により解散した場合は「統合による解散」、それ以外で解散等した場合は「解散」とした。 なお、「統合」及び「分割」は集落営農を単位とした組織の再編であり、一部の構成農家の参加や脱退は、これに当たらない。
設立年次	集落営農の設立年次とする。ただし、統合・分割・法人化による組織体制の変更があった場合は、その時点を設定年次とする。
組織形態	
農事組合法人	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき、農業生産についての協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。
株式会社	会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。
合名会社	会社法に基づき、合名会社の組織形態をとっているものをいう。
合資会社	会社法に基づき、合資会社の組織形態をとっているものをいう。
合同会社	会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。
その他	農業協同組合法に基づく農事組合法人及び会社法に基づく会社以外の法人（NPO法人等）をいう。
非法人	法人格を有しない任意組織をいう。
農地所有適格法人 （農業生産法人）	農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいい、農地又は牧草採草地を所有することができる法人をいう。

特定農業法人	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する農業経営を営む法人をいう。 具体的には、農業経営を営む法人のうち、農用地利用改善団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う法人をいう。
特定農業団体	農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する団体をいう。 具体的には、農用地利用改善団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実と見込まれること等の要件に該当するものに限る。）をいう。
経営所得安定対策への加入状況	平成30年度に実施された経営所得安定対策について、加入状況をみたものである。
中山間地域等直接支払交付金対象地域	中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4の1に規定する対象地域をいう。 なお、複数の農業集落により構成される集落営農であって、一部の農業集落が中山間地域等直接支払交付金対象地域に該当する場合は、中山間地域等直接支払対象地域に該当する農業集落が集落営農の中心的な農業集落であればこれに含む。
多面的機能支払交付金対象地域	多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産事務次官依命通知）別紙5の第5に規定する協定が締結された対象農用地をいう。 なお、複数の農業集落により構成される集落営農であって、一部の農業集落が多面的機能支払交付金対象地域に該当する場合は、多面的機能支払交付金対象地域に該当する農業集落が集落営農の中心的な農業集落であればこれに含む。
人・農地プランの中心経営体として位置付けられている	市町村により決定された人・農地プランに、集落・地域における今後の中心となる経営体として位置付けられた場合が該当する。
集落営農を構成する農業集落数	地縁的に、他集落に属する少数の農家が構成農家として参加している場合は、農業集落数には含まない。 なお、集落内に「組（くみ）」など、実質的に集落としての機能を持った、より小さな単位があり、「組」の中で集落営農活動が行われている場合は、1集落とする。

認定農業者	農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づき、農業経営改善計画を作成し、市町村の認定を受けた農業者をいう。
主たる従事者	当該集落営農の構成員のうち、その組織が行う耕作又は養畜を中核的に担う者であり、かつ、市町村が農業経営基盤強化促進法第6条の規定に基づき基本構想において定める農業所得水準を目指している者又はこれに達している者をいう。
農用地利用改善団体	農業経営基盤強化促進法第23条第1項の規定に基づき、農用地利用規程を作成し、市町村の認定を受けた団体をいう。 具体的には、集落等の地縁的なまとまりのある区域内の農用地について所有・利用等の権利を有する者が組織する団体で、作付地の集団化、農作業の効率化、農用地の利用関係の改善を推進する事業（農用地利用改善事業）を実施するものをいう。
現況集積面積	経営耕地面積及び農作業受託面積を合計した面積をいう。
経営耕地面積	集落営農が現在経営する耕地をいい、自己所有地に借地を加えたものをいう。 なお、集落営農が関わっている面積全体を把握するため、農地の利用調整など集落営農が経営する耕地に該当しない面積についてもこれに含む。
農作業受託面積	集落営農が農作業受託した実面積をいい、部分作業受託を行った場合を含む。
集落営農の活動内容	次の活動について、組織の活動状況をみるものである。 ア 農産物等の生産・販売活動 集落営農による農産物又は農産加工品の生産及び販売活動をいう。 イ 農産物等の生産・販売以外の活動 集落営農による防除・収穫等の農作業受託、作付地の団地化など集落内の土地利用調整、農家の出役による共同の農作業（農業用機械を利用した農作業以外）又は機械の共同所有・共同利用をいう。 ウ 集落内の営農を一括管理・運営している集落営農 集落の農地全体をひとつの農場とみなし、集落内の営農を一括して管理・運営（農業生産過程における全部についての共同化・統一化に関する合意の下に営農を実施）している集落営農をいう。 なお、農業生産過程のうち、防除等の一部作業を構成農家が個別に行う場合であっても、そのことに関する合意がされているものや、収支の一括管理までを行っていないものを含む。

収支の共同経営の
状況

次の経理について、組織における共同化の状況をみるものである。

ア 農業機械の利用・管理に係る収支

耕作目的で利用している農業機械の利用料、燃料代、保管料等についての収支を組織として共同で行っている場合に該当する。

イ オペレーター等の賃金等に係る収支

オペレーターの出役賃金や雇用者の雇用労賃等、耕作目的の作業労賃についての収支を組織として共同で行っている場合に該当する。

ウ 資材の購入に係る収支

農業生産資材（原料及び補助原料で、種苗、肥料、飼料、薬剤、加工原料等）の購入についての収支を組織として共同で行っている場合に該当する。

エ 生産物の出荷・販売に係る収支

生産物の出荷・販売に係る運搬費、売上等についての収支を組織として共同で行っている場合に該当する。

オ 農業共済及び農業経営収入保険に係る収支

農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び共済金並びに保険料及び保険金についての収支を組織として共同で行っている場合に該当する。

カ 組織内の経理を一括管理している

上記アからオまでの5項目すべてを一括管理しているものをいう。

11 利用上の注意

(1) 統計表の編成

全国都道府県別及び全国農業地域別とした。

(2) 地域区分

ア 全国農業地域とその範囲

全国農業地域名	所属都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

イ 地方農政局とその範囲

地方農政局名	所属都道府県名
関東農政局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東海農政局	岐阜、愛知、三重
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

注： 上記以外の地方農政局（東北、北陸、近畿及び九州）の範囲については、アの全国農業地域区分における各地域の結果と同じであることから表章はしていない。

(3) 農業地域類型区分

農業地域類型	基準指標
都市的地域	・可住地に占めるDID面積が5%以上で、人口密度500人以上又はDID人口2万人以上の旧市区町村 ・可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の旧市区町村（ただし、林野率80%以上のものは除く。）
平地農業地域	・耕地率20%以上かつ林野率50%未満の旧市区町村（ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が90%以上のものを除く。） ・耕地率20%以上かつ林野率50%以上で傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の旧市区町村
中間農業地域	・耕地率20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の旧市区町村 ・耕地率20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の旧市区町村
山間農業地域	・林野率80%以上かつ耕地率10%未満の旧市区町村

注：1 決定順位：都市的地域→山間農業地域→平地農業地域・中間農業地域

2 DID（人口集中地区）とは、人口密度4,000人/km²以上の国勢調査基本単位区がいくつか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地区をいう。

3 傾斜は、1筆ごとの耕作面の傾斜でなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。

4 旧市区町村とは、昭和25年2月1日時点の市区町村をいう。

(4) 表中に用いた符号は次のとおりである。

「－」：事実のないもの

「…」：調査を欠くもの

「△」：減少したもの

「nc」：計算不能

(5) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

(6) 東日本大震災により、宮城県及び福島県において、営農活動を休止している又は営農活動の状況が把握できなかった集落営農については、当該県の結果には含めず「営農活動休止・不明」として、表章している。

(7) 本統計の累年データについては、農林水産省ホームページ中の統計情報に掲載している分野別分類「農家数、担い手、農地など」の「集落営農実態調査」で御覧いただけます。

【<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/einou/index.html>】

なお、統計データ等に訂正等があった場合には、同ホームページに正誤表とともに修正後の統計表等を掲載します。

12 お問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課センサス統計室 農林漁業担い手統計班

電 話：（代表）03－3502－8111（内線3666）

（直通）03－6744－2247

F A X： 03－5511－7282

※当調査に関するご意見・ご要望は、上記問い合わせ先のほか、当省ホームページでも受け付けております。【<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html>】